

第35回駅前放置自転車クリーンキャンペーン



▽期間 10月22日(月)～31日(水)

▽標語 「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」

▽マナーを守りましょう 自転車駐車場の入口付近や通路に自転車を止めてしまうと、ごみを捨てていく、不要な自転車を放置するなど、マナーを守らないと利用者が迷惑します。

す。自転車を利用する皆さんがマナーを守ることが大切です。

▽防犯登録をしましょう 自転車には防犯登録が義務づけられています。防犯登録をしましょう。

▽カギをかけましょう 自転車の盗難の多くは、無施錠となっております。必ずカギをかけましょう。できるだけ二重ロックをしましょう。

▽その他 詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 地域防災課交通防犯係

就学前の健康診断を行います

平成31年4月に市立小学校へ入学する児童の就学前の健康診断を行います。該当する児童の保護者には、10月上旬に書類を送付しました。

▽健康診断期間 10月25日(木)～11月21日(水)

▽場所 市立小学校

▽対象 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた方

▽その他 詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 教育総務課学務係(直通558・2412)

育英資金貸付制度

高等学校、高等専門学校、専修学校や大学に在学し、成績優秀であるが経済的理由で修学が困難な方に、修学に必要な資金の貸付けをします。

▽対象 次の全ての条件に該当する方

- 市内に引き続き1年以上住所がある方の子であること
- 育英資金か同種の学資金を他から借り受けていないこと
- 成績優秀であるが、経済的理由により修学が困難であること

▽貸付金額(月額)

- 高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程：1万5千円以内

▽EM菌生ごみ処理容器やダンボール方式コンポストを活用し、家庭で出た生ごみの堆肥化に取り組んでみましょう。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

10月16日は「世界食料デー」

「食品ロス」を減らす工夫をしましょう

日本では年間約632万トンの食べ物を捨てています。身近な工夫で家庭での食品ロス(食品の廃棄)を減らしましょう。

- 「消費期限」は「安心して食べられる期限」のため、それを過ぎたものは避けましょう。
- なお、「賞味期限」は「おいしく食べられる期限」です。「消費期限」「賞味期限」の違いを理解しておきましょう。
- 買い物前に食材を確認し、必要な食材を必要な量だけ購入しましょう。

- 料理は食べられる量だけ作り、残った物は、別の料理に活用しましょう。
- 使い切れない食材は、小分けにして冷凍庫で保存し、早めに使い切りましょう。
- 外食の際、食べきれない量の注文はしないようにしましょう。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

表

(単位：トン)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源	有害ごみ	合計
平成28年度	18,071	354	826	4,192	36	23,479
平成29年度	17,792	352	806	4,041	33	23,024

ごみの減量と資源化を推進するには、市民と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。ごみが増えないように「ごみになるものは買わない、もらわない」「ごみとして出すときは分別の徹底」をし、更なるごみの減量・資源化にご協力をお願いします

C地区

「資源とごみの出し方」

「資源とごみの出し方」

C地区「資源とごみの出し方カレンダー」の簡易版(47ページ)において、2018年11月の不燃ごみ、ペットボトル、白色トレイの収集日の標記が誤っていました。正しい収集日は、「2018年11月1日(木)・15日(木)」となります。お詫びして訂正させていただきます。

※地区はカレンダーの表紙をご確認ください。

※21ページの2018年11月カレンダーに誤りはありません。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

- 大学、専修学校専門課程：3万5千円以内

▽償還期間など 貸付期間終了の月の翌月から10年以内に年賦か月賦などで償還(無利子)

▽申込み・問合せ 教育総務課学務係

下水道への接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域の方は、一日も早く下水道への接続工事をお願いします。公共下水道の工事が完了し、下水道が使用できるようになると、対象区域の方は、私費で下水道への接続工事をするようになります。

浄化槽を使用の方は、できるだけ早く浄化槽を廃止し、くみ取り便所を使用の方は3年以内に水洗便所に改造し、下水道へ接続してください。

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、トイレや洗面所から出る汚水を浄化し、きれいな水を放流するための設備ですが、適正に維持管理が行われないと、悪臭や水質汚濁の原因となる恐れがあります。

このような事態を防ぐため、浄化槽法では「浄化槽の設置者が行わなければならない3つの法的義務」を次のとおり定めています。

- ①保守点検(都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業)：東京都多摩環境事務所(☎528・2692)
- ②清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業
- ③法定検査(知事が指定した機関が実施する、①と②の実施状況などを確認する検査)：(公財)東京都環境公社多摩

期限を過ぎると、くみ取り便所のくみ取りが有料に、浄化槽の清掃補助が打ち切りになり、排水設備工事の助成制度も受けられなくなりますのでご注意ください。

また、皆さんが私有地内に設置する排水設備は、公の施設の公共下水道に直結するため、適切な工事を行うことが必要です。このため、一定の技術水準がある、市指定の下水道工事店でないといことができませんので注意してください。

市からの調査依頼を装った事業者にご注意を!

「宅地内の排水設備(下水道管)の調査にきました」「清掃しますか」など、市と関連のあるような、まぎらわしい言葉を使い、営業活動を行っている

併用処理浄化槽設置費用の一部を補助します

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽問合せ 生活環境課生活環境係

併用処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置するのとで快適な生活環境をつくることも、河川などの水環境を保全することができるともいえます。

なお、現在使用している単独浄化槽を併用処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

※予算の範囲内での交付になりますので、設置を希望する方は、お早めにお問い合わせください。